

八幡西警察署 交通課からのお知らせ

～運転免許証の自主返納や運転経歴証明書について～ 申請による運転免許の取消し手続(免許の自主返納)とは・・・

高齢等の理由により運転に不安を感じるようになり、自動車等の運転をやめ、有効期限内の運転免許証を返納したいという方が、公安委員会に申請して免許を取り消す制度です。

※ 運転免許証の有効期限が切れている方は、申請できません。

申請方法等

受付場所	受付時間	必要なもの
県内の各運転免許試験場 県内の警察署	平日の 9:00 ～ 16:00	運転免許証 申請書は、窓口で受取
(注意1) 交番・駐在所では手続きできません。		
(注意2) 上記時間外のほか、土日、祝祭日は手続きできません。		
(注意3) 申請により運転免許を取消し、手続き後に免許が必要となった際には、新たに免許試験を受験して、試験に合格しなければなりません。		
(※ 試験の一部免除の適用はありません。)		

「**代理人による申請**」が可能となりました。

必要なもの

- ・ 運転免許取消申請書 (窓口で代理人が記載)
- ・ 申請者の有効な運転免許証 (免許証を紛失している方は、申請できません。)
- ・ 委任状 (県警のホームページに掲載されています。)
- ・ 代理人の身分証明書(提示) (例:運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等)
- ・ 代理人誓約書 (県警のホームページに掲載されています。)

重要なところ・・・

- 自主返納後5年以上経過している人や運転免許証失効後5年以上経過している人のほか、**交通違反等により免許取消しとなった人は**、運転経歴証明書の交付を受けることができません。

ということは

- 医師の診断の結果、「**認知症**」であることが判明し、**運転免許の取消し・停止という行政処分**の対象となったときは、**自主返納はできず、運転経歴証明書の交付を受けることができません。** ⇒ 行政による支援サービスを受けることができません。



高齢者の交通安全や自主返納について家族で話し合ってみませんか？

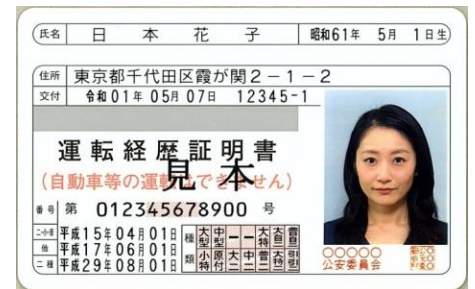
運転経歴証明書とは・・・

- 「運転経歴証明書」とは、運転免許証サイズの「運転経歴証明書」を公安委員会が交付し、運転免許を受けていたことを証明するものです。
- 運転免許証の自主返納を終えて5年以内の方や、免許証の更新を受けずに運転免許の効力を失ってから5年以内の方が申請できます。
- 「運転経歴証明書」は、金融機関等で本人確認書類として用いることができるとされています。記載事項に変更が生じた場合、必ず変更届出をしてください。

(※身分証明書としての取扱い可否は、提携先等の判断によります。)

申請方法等について

受付場所	受付時間
県内の各運転免許試験場	平日の 9：00～16：00
県内の警察署	
警察本部運転免許管理課	
(注意) 土日、祝祭日は手続きできません。	



必要なもの	本人確認書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転免許証（自主返納と同時申請時） または ・ 住民票の写し等
	申請用写真	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1枚（大きさ縦3.0センチ横2.4センチ） （注）6ヶ月以内に撮影、上三分身（概ね胸から上） （注）無帽・無背景、サングラス・マスク等の使用は不可
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「申請による運転免許の取消通知書」または「失効した運転免許証」をお持ちの方は持参してください。
	手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1,100円（福岡県領収証紙で納入）
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警察署、警察本部運転免許管理課で申請した場合は、概ね2週間後に交付されます。 ※ 郵送交付希望の方は、郵便切手414円を貼った返信用封筒が必要です。 	

「代理人による申請」が可能となりました。

- ・ 運転経歴証明書交付申請書（窓口で代理人が記載）
- ・ 申請者の有効な運転免許証（免許証を紛失している方は、申請できません。）
- ・ 委任状（県警のホームページに掲載されています。）
- ・ 代理人の身分証明書（提示）（例：運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等）
- ・ 代理人誓約書（県警のホームページに掲載されています。）

注意していただきたい点・・・

- 運転経歴証明書の申請には、「申請用写真」が1枚必要ですので、あらかじめ準備をお願いします。（警察署では撮影していません）
- また、不適正な写真は受付できませんので、撮り直しをお願いすることがあります。

適正な写真



不適正な写真の例示を次ページに掲載しますので参考としてください。

運転免許用写真の基準

1 運転免許申請書に添付する写真

適正な写真



- 写真サイズ
 - ・ 更新、再交付及び試験等の手続き ～ 縦3 cm×横2.4 cm
 - ・ 国外（国際）運転免許証 ～ 縦5 cm×横4 cm
- 撮影日 ～ 申請日前6か月以内に撮影したもの。
- 無帽、正面、上三分身、無背景（単一色）
- 裏面に氏名及び撮影年月日を記載

不適正な写真（例示）



上三分身でない。



極端に顔が小さい



頭が切れている



中心からずれている



背景が単色でない



スナップ写真



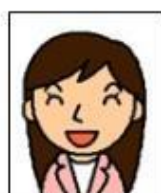
目が隠れている



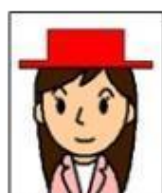
目を閉じている



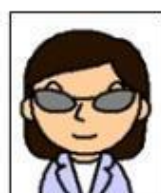
影がある



笑い顔



帽子等着用
(医療用を除く)



サングラス使用



眼鏡が反射



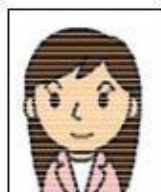
目線が正面でない



顔を傾けている



正面を向いていない



印字不良



画像を加工



ピントがずれている

その他の不適正な写真（例示）

- マスク等を使用しているもの
 - 不鮮明（明るすぎ、暗すぎる、変色、キズ又は汚れ等）なもの
 - カラーコンタクトレンズ（サークルレンズを含む。）を使用しているもの
 - 洋服が見えず、裸に見えるもの
 - 写真専用紙で印刷していないもの
- 等のほか、容易に個人識別ができないもの。

2 写真撮影時の留意事項

病気等で頭髪が抜けている場合等には、個人識別ができる範囲で、医療用の帽子、かつら、ウィッグ、スカーフ等を使用できませんので、係員に申し出てください。